

会 議 録

会議の名称	平成２９年度第３回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成３０年３月１９日（月）
開催時間	午後３時 から 午後５時 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎４階 会議室４０３
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	内山欣春、稲垣 操、中島勝夫、青木伸行、江原 孝、登坂君江、鈴木きよ子、田中文明、西村恵子・９人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	渡部 勲・１人
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長補佐 大久保栄 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長補佐 大久保栄 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 ２人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 (1) 白岡市市民参画計画について ① 市民参画計画の確認について ② 平成２８～２９年度の実施結果について ア 周知の方法 イ 実施の方法 ③ 平成３０年度の計画（案）について (2) その他

	4 閉会
配布資料	会議次第 資料 1 市民参画計画の確認について 資料 2 平成 28 年度市民参画計画の実施結果 資料 3 平成 29 年度市民参画計画の実施結果 資料 4 平成 30 年度市民参画計画（案） 資料 5 実際の参画手続について 参 考 自治基本条例に関するアンケート調査の結果 統計学に基づくアンケートを送付する対象人数の算出について

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局（大久保課長補佐）	1 開会 大久保地域振興課長補佐の進行により会議が開会した。
内山会長	2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。
事務局（川越主事）	3 会議事項 (1) 白岡市市民参画計画について ① 市民参画計画の確認について 事務局から資料1について、説明がなされた。 (質疑等なし)
事務局（内田主査）	② 平成28～29年度の実施結果について ア 周知の方法（パブリックコメント） 事務局から資料2の1ページ、資料3の1ページ及び資料5の1～6ページについて、説明がなされた。
内山会長	今の説明はパブリックコメントの周知方法についてで、ホームページまたは広報を使って周知していますという内容でした。これに対してご意見やご提案がありましたらお願いします。
A委員	パブリックコメントは、何か所かに置いてある資料を見に行って、そこでコメントを書くというものですか。
事務局（内田主査）	資料5の3ページで『提出場所』と記載があるその場所に計画案の資料を置いておきまして、ご意見を記入して備え付けの箱に提出していただくというものになっております。資料は提出場所に設置しておりますが、同じ資料をホームペー

A 委員	ジにも掲載しております。 ホームページで確認するにはパソコンが必要ですが、パソコンがない高齢者の方はホームページで確認ができない。そのため、資料が置かれている場所に行って確認することになりますが、分厚い資料を見て意見を提出するのは難しいと思います。 今後何かよい方法を考えていかないと、5 万人都市で提出されたパブリックコメントの件数として見ると、少ないのではないかなと思います。 例えば、各行政区に 2 冊ずつくらい資料を渡しておいて、広報でその旨を周知することで、資料を見たい人は自分の行政区でも見るができるようにすれば利便性が高まると思う。 今の 2 つだけの方法だけであれば、資料を見る人が限定されてしまうのではないかと思います。
内山会長	事務局から回答できますか。
事務局（内田主査）	ご意見ありがとうございます。 高齢者の方を想定しますと、ホームページやパソコンという環境から遠い方や、現時点で資料が置かれている場所から遠いところにお住まいの方もいらっしゃいますので、先ほどのご意見についてはこちらでお預かりいたしまして、行政区の方にも相談しながらそういったことが可能かどうか確認していきたいと思います。
内山会長	岡泉の区長を仰せつかっておりますので私の考えを申し上げますと、パブリックコメントの資料をお預かりして区長の自宅に置いておくということになると、常時自宅にいないといけないことになってしまうので、それは少し難しさがあると思います。 また、集会所に置いておくという方法ではどうかと考えま

	したが、集会所は利用希望者が使用している時にしか開いていないため、これについても少し難しさがあるように思います。 よって、今ある公共場所での提出場所、閲覧場所をもう少し増やすなどの検討が必要なのではないかと思います。
B 委員	文章にして提出するのは、知識がないとハードルが少し高いような気がするので、電話でも意見を提出できるようになるとよいなと思いました。 また、1 か所に集まって話をするといろんな意見や質問が出てくると思うので、そういうやり方もよいのではないかと思いますかどうか。
内山会長	今パブリックコメントの方法として、インターネットを使って回答する方法と、公共施設にある現物を見て回答する方法の2つがありますよね。そのうちのどちらかを手紙でもらうとかそういうことですか。
B 委員	資料の貸し出しや配布はやっていないのでしょうか。 以前、資料の貸し出しはできないと断られた。その場で1日で見ることにはできないので貸し出しがあればよいなと思いました。
内山会長	事務局いかがでしょうか。
事務局（内田主査）	ご提案に関してはここで結論を出すのではなく、パブリックコメントを所管するところにお伝えしながら進めていくということになると思います。その上で一般論として申し上げますと、資料本体はかなりの厚さになってしまいます。皆様からのご意見はたくさんいただいたほうがよいのですが、現実としてとらえますと、かなりの厚みのある資料を大量に作ってお配りするということはなかなか難しいと考えております。

B 委員	配布が難しければ貸し出しをしてほしい。ただ、ものによっては薄い資料を作ってもよいのではないかと思います。
内山会長	今のご質問は、原案を要約したものを作って、それに基づくコメントができないかということによろしいですか。
B 委員	はい、そうです。要約したもの見て、1 枚くらいの紙に書いて提出ができればもっと身近になるのではないかなと思います。公共施設に行かないとコメントを出せないというのは敷居が高いのではないかと思います。 詳細については、原本を参照してくださいとすればよく、市民の方に顔を向けてもらえるようなインセンティブがあった方がよいのかなと思います。難しいことを全部要約するというのではなく、こういうことが行われますよというくらいがよいと思います。
内山会長	コメントをいただくということは、総合的に理解していただいて、その中からコメントをいただくという形になると思います。
B 委員	コメントではなく、オピニオンでもよいと思います。
内山会長	そうすると、本来の前提条件が崩れてしまうような気がします。
事務局（高澤部長）	ただいまの B 委員さんのご意見につきましては、もっと意見を出しやすく気軽にできる方法はないかということだと思います。たまたま今はパブリックコメントに関してご提案をいただいておりますが、先ほどの資料 1 の裏面にもありますように、パブリックコメント以外にも『附属機関等の開催』などで個人情報等に問題のない限りできるだけ公開しております。計画を作る際には市民会議を作って、そこでご意見

	をいただきながら計画をまとめていくというのが多い手法になっています。 ですから、すでに出来上がった最終形に近いものにご意見をいただくということも大切ですが、その前の段階でこういった審議会等も実施しております。市民参加で委員さんから様々な意見をいただいておりますので、そういうところで傍聴しながら事務局にお手紙をいただくとか、そういう方法もあるかと思えます。 その他、資料1裏面に『4 市民説明会』というものがありますが、本当に重要な計画、例えば総合振興計画等につきましては、市民参加型のフォーラムも開催いたしまして、一般の方にもご覧いただく機会を設けております。全てではありませんが、そういう機会もありますので、その場でアンケートをとることもあるかもしれません。 私どもも、会議等に対してお手紙やメールをいただくこともございます。そのご意見が本来の計画作りなどに役立つ内容のものであれば、なるべく無駄にしないようにしてまいりたいと思います。そういうものも含めて市民参画と考えていくべきであると考えております。 先ほどのデジタルデバインドのお話に対する有効な答えではないのですが、いろいろな形で私どもも窓口を広げて市民の皆さんからご意見をいただければありがたいと思っております。そのきっかけのひとつとしてホームページ以外に広報紙でも、パブリックコメントの募集や委員さんの公募も掲載しておりますので、こういうものをきっかけにして問い合わせさせていただくとか、傍聴していただくとか、活用していただければありがたいなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
B 委員	意見を出してきた方には何か回答はされているのでしょうか。
事務局（内田主査）	その件に関しては、順番に進めていく形になっております

内山会長	ので、後ほどお答えしたいと思います。 最初に周知、次に実施、その次に先ほどのご意見のお話としたいと思いますので、後ほどということをお願いいたします。 議長が進め方が良くないようで申し訳ございません。 現在は、パブリックコメントの周知の方法について説明を受けて、それに対するご意見をいただいているという時間帯でございますので、今は周知の方法に絞ってご意見をいただきたいと思います。 周知の方法として、ホームページでの周知方法と広報紙での周知方法、これらが明示されておりますが、これらについて皆様の思いが何かあればご意見をいただきたいと思います。 ホームページはパソコンをお持ちでない方は使えないという話がありました。また、パソコンを持っても高齢者の方は使えないかもしれない難しさがあります。一方、広報紙だと、資料が置かれている場所、提出場所までわざわざ行ってそれを見てコメントを提出するということがなかなかできないということがあると思いますが、他に何か周知する方法があるのかどうか、そういったご意見はありますでしょうか。 現在の２通りの方法でよろしいでしょうか。広報紙については、行政区長の立場から話をさせていただくと、毎月の月初に市から広報紙を受け取って、それを行政区の組織を通じて地域の隅々まで広報紙をお配りして、市民の皆さんに情報をお伝えするようになっております。しかし、全市民が広報紙をご覧になったかということになると大変難しい話です。 昨日、地域で２９年度の総括の総会と３０年度のスタートの総会を行ったところですが、その中でのりあい交通についての質問がかなり出されました。「のりあい交通は使い辛い」「もっと使いたい」などのご意見を皆さんたくさんお持ちです。私が持っている知識の中でご説明すると、それなり
-------------	---

	に理解していただけるのですが、3月の広報紙にのりあい交通の大きな問題が1つ出ていました。今ののりあい交通では、昼休みの時間帯12時30分から13時29分までの1時間は運行しておりません。この時間帯もぜひ運行してほしいという声がアンケート等に出されまして、市も頑張ってくれて、4月からその時間帯も運行することになったという記事が広報紙に掲載されていました。その記事をご覧になったかどうかお聞きすると、ご存知ない方もいらっしゃいます。 このように、せっかく広報紙でお知らせしている内容も隅々までなかなか伝わらないという課題があります。のりあい交通だけに絞っても、もっとこうしてほしいという要望がまだたくさんあります。のりあい交通について検討している委員さんがいらっしゃいますが、ぜひこういった課題、要望を解決していただきたいと思います。 それでは、パブリックコメントの周知方法は以上でよろしいでしょうか。 では、次に進めてまいりましょう。
事務局（内田主査）	イ 実施の方法（パブリックコメント） 事務局から資料2の1ページ、資料3の1ページ及び資料5の7～15ページについて、説明がなされた。
内山会長	パブリックコメントの実施方法について事務局から説明がありましたが、ご意見等いただけますでしょうか。 すでに16時になるところですが、この後、附属機関等の周知方法、市民説明会の周知方法、市民アンケートの周知方法までご説明したいと思いますので、できるだけいつまでご意見をいただきたいと思います。
B委員	パブリックコメントの募集は、ある程度の形ができてから実施されるのであれば、あまりコメントを多く出されても修正できない部分もあるのではないかと思います。パブリッ

事務局（内田主査）	クコメントを実施することは、どちらかというアテスト的な意味なのでしょうか。 先ほど部長が申し上げた内容と重複する部分がございますが、計画を立てるに当たってその時期に応じた参画手続きをしていただきながら、進めていくという形をとっておりまして、まずは皆さんが今出席していただいているような審議会等で、市職員だけではなく、市民や専門の方を交えながら会議体を形成してプランを検討することが一般的だと思います。 さらにその前段階を考えれば、アンケートから見えた市民ニーズを踏まえながら計画の素案を考えた上で、皆さんからご意見を頂戴しながら進め、一定の形ができればパブリックコメントを行うという順序で進めております。
B 委員	そういった段階を経て作られたものであれば、それに意見を唱える人はいないのではないかと思います。この段階で、もし出された意見があれば、それは180度ひっくり返すようなコメントなのではないかと思います。なので、コメントは出してもらった方が良いが、前段階でコメントをもらえるようにした方がよいのではないかと思います。
事務局（内田主査）	そのご意見はそのとおりだと考えております。市の重要かつ基本的な方針を定めている総合振興計画などの重要な計画を定めるに当たっては市民説明会を実施しておりまして、そこでは、説明を行うとともに意見を頂戴してから策定を行っております。重要なものについてはこういった順序で行っておりますが、全てを網羅していない場合もありますので、微調整や補完の為にやっているのがパブリックコメントでございます。
内山会長	他にご意見ございますでしょうか。

C 委員	提出されるご意見の数は多い方がよいと思います。資料に、28年と29年の提出意見の数が0件から9件と書かれておりますが、その温度差が少し気になるころではあります。 ただ、今後については資料5の8ページのように要約された資料があると意見を提出しやすいと思いますので、パブリックコメントを募集する他のものについても、同じように要約資料を作っていただきたいと思います。
内山会長	パブリックコメントの実施の方法について他にご意見ございませんでしょうか。
D 委員	意見が多いと関心が多いということにつながるので、私も意見が多い方がよいという考えは同じです。 ここで話してよいのか分かりませんが、前回の資料にあった自治基本条例のパンフレットは非常に分かりやすく若者にも見やすいものだと思います。成人式で配布されたという伺いましたが、これに対しての反応がどのくらいあったのかが知りたいです。併せて、同じ資料を渡す機会が他にあるのかも知りたいです。 また、同パンフレットの中にありました「参画と協働のまちづくりサポーター」に登録すれば、メールでお知らせしてもらえて何を実施しているのかが分かるというのがよいと思いました。先ほど足を運ぶ場所が遠いというご年配の方が難しいという意見もありましたが、幅広い年齢層を考えると、インターネットやメールというかたちで充実させるということも必要だと思いますし、こういったかたちで周知をする必要性も感じます。 パブリックコメントに寄せられる意見数は、メールと紙ではどのくらいの差があるのかお聞きしたいです。
内山会長	何か具体的な例でご説明できますか。

事務局（内田主査）	自治基本条例のパンフレットについてお答えしますと、おっしゃっていただいたように分かりやすく参画や協働の制度を周知させていただいて、皆様により参加していただくためにお作りしたものでございます。 お配りしたのは大きなイベントですと成人式しかないのですが、その他に、先日まで行われていた確定申告の会場ですとか、役所の受付の付近ですとか、コミュニティセンターにも置かせていただいて周知しているところでございます。我々の関係するところでイベントがあればお配りしているのですが、場面が限られるというのが現状でございます。 そのサポーターの登録状況ですが、成人式でお配りして登録していただいた件数は、残念ながらお一人もいらっしゃいませんでした。 一方、庁舎の入り口に置いておきますと、意外とお持ち帰りいただけまして、受付から無くなったので補充してくださいと度々連絡がきますので、やはり関心をお持ちの方は多いのかなと感じます。 以前行いました自治基本条例のアンケートのことを少し申し上げるのですが、その際の回答の中にも参加はしたいというご意見がございまして、その多くが機会があれば参加したいということでした。具体的な参加にはいたっていないということだとは思いますが、そういった気持ちの表れがパンフレットをお持ちいただく方には表れているのだらうと思います。 最後に付け加えますと、これまで大体40人近くご登録いただいております。自治基本条例のアンケートの際にこれと同等のものを同封したのですが、その際に30人以上の方からお申込いただきました。数は、現在40人少々ということで少なめですが、メールをご覧いただいて公募に手を挙げていただいたりということにも繋がっておりますので、少ないながらも一定の効果はあると認識しております。 ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。
内山会長	

	もし、よろしければ次に進んでまいりたいと思います。
事務局（内田主査）	次の事項に進む前に先ほどB委員さんからご質問いただきましたパブリックコメントの意見の返し方についてよろしいでしょうか。
内山会長	お願いします。
事務局（内田主査）	事務局から資料5の16～18ページについて、説明がなされた。
B委員	では、個々で回答するのではなく、一覧のようなかたちでまとめて回答するということですね。
事務局（内田主査）	原則としてはそのようになっております。 しかし、役所の中でも取り扱いが異なる部分もありまして、意見をいただいた方に個別に返しているということも聞いています。
B委員	では、それぞれの担当課で若干異なるということですね。
事務局（内田主査）	はい。少なくとも、このような一覧でお返ししています。
内山会長	よろしいですか。 それでは、次に進みたいと思います。
事務局（内田主査）	ア 周知の方法(附属機関等の開催・附属機関等の公募) 事務局から資料2の2～8ページ、資料3の2～9ページ及び資料5の19～20ページについて、説明がなされた。
内山会長	ありがとうございました。 何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

B 委員	傍聴の可否ですが、可となっても※がついているものは場合によっては傍聴できないことになっていますよね。傍聴できない内容であった場合には、その回まるごと傍聴できないようにしているのでしょうか。それとも、時間でできないようになるのでしょうか。また、こういった場合が不可となるのでしょうか。
事務局（内田主査）	例えば、個人的な案件を議題とすることがございまして、深く個人情報に基づいた審議が必要となることがございますので、そういった場合には傍聴ができない内容となっております。その会議の中でその部分だけ必要があれば一時退室をしていただくようになります。
B 委員	※がついているものの中でも青少年問題とか、介護保険とか傍聴ができない内容を審議するとは考えにくい名称のものがありますが、そういった案件を審議しているのでしょうか。
事務局（高澤部長）	私は以前教育委員会におりまして、定例で教育委員会という会議を開いておりましたけれども、これも基本的には公開しているのですが、その中で例えばお子様が他のお子様となじめない等の理由で他の学校へ行きたいとなった場合に、そのお子様の名前を明かすということになりますと、個人情報の問題になります。そういった審議をする際には、その部分だけ非公開にさせていただいて、傍聴人の方には一時的に出していただくということを行っております。
B 委員	会議の内容は公表されてしまうのではないですか。
事務局（高澤部長）	個人情報は公開いたしません。
B 委員	黒塗りか何かにするのですか。

事務局（高澤部長）	はい。もしくは、その部分を消したかたちで出しますので、個人情報の部分は一切出さないようになっていると思います。
B 委員	介護保険とか国民健康保険とかは理由がちょっとよく分からないのですが。
事務局（高澤部長）	一般的にはどうしても出せないのは個人情報です。情報公開条例というものになじむもの、あるいは個人情報保護条例に違反しないものということで、会議の中でも引っかからないものについては公開しますが、引っかかるものについてはそれぞれ個々の判断によりますが非公開とさせていただいて、場合によってその部分だけ非公開にさせていただいて傍聴者の方に退席いただいて終わったらまた入っていただくという運用をいたしております。
B 委員	国民健康保険とかの理由が分からないので、もし分かれば教えてください。
事務局（高澤部長）	個々の理由について全ては把握しておりませんので、また機会がありましたら改めて確認の上、説明させていただきたいと思います。
内山会長	今の件は次回に回答するという事でよろしいですか。
事務局（内田主査）	はい。
E 委員	資料 2 の 3 ページ 9 番の農業振興審議会なのですが、開催回数と傍聴者数が空欄になっているのは何か理由があるのでしょうか。
事務局（高澤部長）	少し推測が入ってしまうのですが、農業振興審議会につき

	ましては農業振興地域の整備計画というものがあるのですが、これを変更する前段階としてご意見を頂戴したりする会議になります。おそらくですが、9月、3月という予定があったのかもしれませんが、実際には会議が開かれなかったのではないかと思います。
内山会長	他に何かございますでしょうか。 ただいまは、附属機関等の開催とその広報、周知方法についてのご説明とご質問でございました。 それでは次に進みます。次は市民説明会と市民アンケートについて、その周知方法についてのご説明をお願いします。
事務局（内田主査）	ア 周知の方法（市民説明会、市民アンケート） 事務局から資料2の9～10ページ、資料3の10～11ページ及び資料5の26～33ページについて、説明がなされた。
B委員	統計的には多ければ多い方がよい。地域的に均衡に散らばっているのであればよいが、偏差が激しい場合はきめ細かいことをやろうと思えば少し大きめにやって、できればLGBTとか最近色々多岐にわたっていますよね。できるだけ偏差が激しい人を管理しないといけないのではないかと思います。回数をある程度重ねていけば、どういう分布になっているかということが把握できるのかなと思いますが。今はここに応じた、多様性に応じたやり方をしていかなければ、汲み取ることができないのではないかと思います。
内山会長	何か回答はできますか。
事務局（内田主査）	B委員さんのおっしゃることはそのとおりだと思いますが、地域性や人口の多い少ないというものはありますので、そういったものや年代なども考慮しながらアンケートの割り振りを行っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

B 委員	す。また、ものに応じてターゲットになる層が明らかにこの世代というものがあれば、そこに絞ってアンケートを行っておりますので、そういった事情があるということをご承知おきいただきたいと思います。 できる限り少数派の人たちなども念頭に入れて考えていただきたいと思います。
事務局（高澤部長）	より幅広くご意見をお聞きするために、ものによりますが人口のバランスや男女比なども考慮して行っているアンケートが多いと思います。また、個別に聞かなければいけない問題や障害者の問題などになりますと、障害者と健常者を分けて発送数を決めたり、関係団体とお話し合いをさせていただいて直接ご意見をお聞きしたり色々な形で市民の皆様のご意見をいただけるように行っているつもりなのですが、よい方法等ございましたら、情報提供をいただけたらと思います。
内山会長	ただいまは、市民説明会、市民アンケートの周知方法及び実施方法、さらにはアンケートを送付する対象人数の算出についてのご説明がありました。 それでは次に進みたいと思います。続いては、今までにご説明のなかったその他についてご説明いただきたいと思います。
事務局（内田主査）	ア 周知の方法（その他） 事務局から資料 2 の 1 1 ページ、資料 3 の 1 2 ページ及び資料 5 の 3 4 ～ 3 6 ページについて、説明がなされた。
内山会長	ご意見等ございますか。 よろしいでしょうか。これは当初、参画計画のなかったものもこの中に含まれています。随時生まれてくるテーマに

	沿って行われるものもこの中に入ってくるということですね。 今日いらっしゃる皆さんの中で何人か参加されている方もいらっしゃるかもしれませんが、私も資料３の１３ページにある『菁莪いきいきフェスタ～みんなで空き家について考えよう～』に参加させていただきました。白岡の空き家の実態を知ることと、空き家を活用する方法についての活動結果なども説明されていた経緯があります。菁莪あおぞら会という若い方たちが頑張って取り組んでいらっしゃいますので、ぜひ応援していきたいと考えております。 それでは、『③ 平成３０年度の計画（案）について』に進みたいと思います。
事務局（内田主査）	③ 平成３０年度の計画（案）について 資料の４について、説明がなされた。
内山会長	何かご質疑等ございますか。
B 委員	２９年度の実施結果で青空いきいきフェスタというものについてお話がありましたが、参加者の意見などをまとめたものはあるのでしょうか。
事務局（内田主査）	今の件に関しましては、所管が我々ではないのですが、まとめてあると思いますので、次回までにご用意したいと思います。
内山会長	次に進めてよろしいでしょうか。
A 委員	よろしいですか。 資料３の７ページ６番にある街づくり課の白岡駅東部中央土地区画整理評価員ですが、３０年度では否ではなく可となっていますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局（川越主事）	こちらは単なる誤りです。傍聴できないというのが正しい情報になります。申し訳ございません。
内山会長	では、「可」ではなく「否」ということですね。
事務局（川越主事）	そうです。
内山会長	他にご意見等ございますか。 なかなか限られた時間でご意見というのも難しいと思いますので、何かお気づきになりましたら後の会議でもご意見いただければと思います。
事務局（内田主査）	(2) その他 事務局からお配りした参考資料について、説明がなされた。
内山会長	ありがとうございました。 私から1つ皆さんに質問させていただきたいのですが、この中で過去にこの自治基本条例のアンケートに回答した方、もしくはアンケートが届いたという方はいらっしゃいますか。 分かりました。 これを見ると、なかなかまだ周知がされていないというのが寂しいところですね。なんとか広がっていくように努力したいと思いますね。
事務局（川越主事）	費用弁償及び報酬の振込日について案内がなされた。
内山会長	以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局（大久保課長補佐）	7 閉会 本日はこれにて第3回参画と協働のまちづくり審議会を閉会とさせていただきます。 皆様、長時間大変お疲れ様でございました。
議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。 平成 年 月 日	